

令和6年度 12回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和7年3月7日（金） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 会議室			
出席委員 (13人)	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦
	9番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (1人)	12番 潮 智博			
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	
欠席推進委員 (1人)	山本 智彦			
事務局	事務局長 毎田 陽子			
提案議案	議案第53号 許可取消願について 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第56号 非農地証明申請について 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について 議案第58号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第59号 「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）」 の案に対し意見を求めることについて			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和6年度 第12回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
議長	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和6年度 第12回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席の連絡があった委員は12番 潮委員です。なお、推進委員の欠席は山本委員です。以上です。
事務局	議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 幅田委員にお願いします。
議長	それでは議事に入ります。議案第53号 許可取消願について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。議案第53号 許可取消願について 下記農地について、許可の取消願があったので、本委員会の意見を求めます。
議長	申請番号1番 願出人については、譲渡人が琴浦町外の個人、譲受人が琴浦町内の個人です。許可を受けた土地の表示は大字田越 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積903㎡外1筆 合計畑2筆で1,631㎡です。
事務局	許可当時の申請理由は、令和6年4月15日付農地法第3条許可、契約内容は所有権の移転(贈与)でした。取消理由については、農地を譲り受けても管理、耕作できなくなったためであります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
三浦委員	(三浦委員より挙手あり)
事務局	この件は、登記はしていないということよろしいでしょうか。許可を出しているのに譲受人が勝手に取り消しはできないのではないのでしょうか。また、相手とも話し合いはできていますか。
三浦委員	農地法第3条許可書の原本を2通とも回収しております。また所有権移転の登記はなされておられません。双方とも署名、捺印がありますので合意されております。
安谷委員	分かりました。
事務局	(安谷委員より挙手あり)
安谷委員	所有権移転は原本を返されても原本還付の手続きで可能ですが、確認は出来ていますか。
事務局	譲受人に確認しております。登記の手続きはしていないと聞き取っています。
安谷委員	分かりました。
議長	その他、質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決



事務局

ます。

続きまして、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

3ページから6ページをご覧ください。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

申請番号11番 権利種別は売買による所有権移転、土地の所在は、大字赤碓[REDACTED]、登記簿地目、現況地目とも田、面積2,617㎡の内80.82㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内に本店を置く法人です。

申請事由は、私道用地です。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

5ページをご覧ください。青色の吹き出し部分に概要を書いておりますが、転用事業者は会社の新規事業としてコインランドリー経営の計画を立て、設置場所として代表取締役の自宅に近く、地元[REDACTED]地区の住民のみならず、さらに上流側にある地域住民の通勤経路上にあるという利便性を考慮し、本件申請地に隣接する[REDACTED]の土地について農地転用申請書を提出されました。令和7年2月10日開催の農業委員会総会で審議し、3月4日付で県の許可が出たところです。

転用事由の詳細です。転用許可を受けたコインランドリー用地及び本件申請地の北側の町道は、車道幅員が4mと狭く、冬の時期は積雪のため歩行が危険な場所です。

そうした状況の中、今年秋には[REDACTED]及び[REDACTED][REDACTED]が完成し、町道が通園路となるため、地元[REDACTED]集落から道路拡幅の要望が上がりました。このため転用事業者は、町道に並行する形状の本件申請地を取得して幅員2mの歩道を新たに整備することにより、交通事故防止と歩行者の安全確保に貢献しようとして計画し、申請をされたものです。なおこの件については町道の管理者である琴浦町建設住宅課にも相談し、了承を得ています。

工期は今年4月から6月末までの予定です。町道と申請地との間には最大50cmの高低差があることから、真砂土等で埋め立てます。その上に厚さ4cmのアスファルト舗装を施し、町道と同じ高さになるよう歩道を整備する計画です。

資金調達計画は土地買収費[REDACTED]円、1㎡当たり[REDACTED]円、土地造成費[REDACTED]円の合計[REDACTED]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。被害防除計画でございます。申請地の南側は転用残地となる農地が隣接していますが、土羽で固め植

	<p>生を施すため、隣接農地の営農に支障はありません。</p> <p>農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地の周辺は南側、北側に農地が広がっており、申請地を含む一団の農地面積が10haを超えることから第1種農地、許可根拠規定は、申請地の面積が80.82㎡と、転用許可を受けたコインランドリー用地の転用許可面積604㎡の2分の1以下の面積であることから「既存施設の拡張」に該当します。このため転用はやむを得ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長 足立委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いします。</p> <p>3月4日に福田会長、北中委員、地区担当の澤田委員と私の4名で現地確認を行いました。</p>
	<p>場所は、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>集落の東側、現在建設中の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■■■</span>のすぐ近くにありま。東側は県道、北側は町道、南側と西側は水田に接しており、去年まで水稻が作付けされていた状況を確認しました。被害防除計画は適切で、転用残地となる田んぼの用排水機能は残っています。現在の進入路は転用事業用地になってしまうので、コインランドリーの西側に新たに作るのことでした。転用残地となる面積が広いので、引き続き耕作をしてもらうことをお願いしたいと感じました。</p>
<p>議長 安谷委員</p>	<p>事務局の説明、現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(安谷委員より挙手あり)</p>
	<p>5ページと6ページの写真と図示番号の位置関係がよく分からないのですが、用悪水路はどこになりますか。歩道申請されて用悪水路が残って蓋がないと危なくないですか。</p>
<p>議長 安谷委員</p>	<p>水路は申請地の道を挟んで説明図②の反対側になりますので問題ありません。</p> <p>分かりました。</p> <p>(小前委員より挙手あり)</p>
<p>小前委員 議長</p>	<p>写真で見るに申請地に電柱と地支線がかかってないでしょうか。</p> <p>地区担当の委員さんに再度確認に行ってくださいますのでその間は審議保留とし、次の議案に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の議案に移ります。議案第56号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>7ページから13ページをご覧ください。</p> <p>議案第56号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号14番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の所在は、大字八幡<span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■■■</span>、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積330㎡、判定地目は雑種地です。</p>



	<p>場所は、県道倉吉東伯線沿い、[REDACTED]から50mくらい東側に位置しています。</p> <p>現場は、13ページの写真の通り、庭の一部のような土地でした。申請地の西側には空き家と倉庫があり、長期間人が住んでいないように見受けられました。申請地には庭石や庭木が残っていて、長年にわたり農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。</p>
議長	<p>事務局の説明、現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
三浦委員	<p>(三浦委員より挙手あり)</p> <p>申請番号14番について、かなり前から耕作されてないということですが、また真砂が敷いてあるということは無断転用ではないのでしょうか。</p>
議長	<p>地区担当の委員さんに確認してもかなり前からという事で仕方ないのではないのでしょうか。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画の決定についてですが関係委員に該当する幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の退席をお願いします。</p>
	<p>(幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>事務局の説明をお願いします</p>
事務局	<p>14ページをご覧ください。議案第57号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の決定を求めます。</p> <p>初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。</p> <p>申請番号93番 土地の所在 大字逢東[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,214㎡。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で、認定農業者です。</p> <p>利用権設定の期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間、10アール当りの借賃は[REDACTED]円、新規契約で、野菜を耕作されます。</p> <p>申請番号94番から37ページの申請番号137番までの44件については、ご覧のとおりです。</p>

続きまして使用貸借権設定の部です。38ページをご覧ください。

申請番号138番 土地の所在 大字野田 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,032㎡。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。

利用権設定の期間は、令和7年3月16日から令和10年3月15日までの3年間、借賃は無償、新規契約で、牧草を耕作されます。

申請番号139番から65ページの申請番号186番までの48件については、ご覧のとおりです。

続きまして所有権移転の部です。66ページをご覧ください。

申請番号16番 土地の所在 大字法万 [REDACTED]、登記、現況地目ともに田、面積3,137㎡外4筆、合計田が5筆で9,419㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は水稻、売買価格は5筆で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。

申請番号17番 土地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記、現況地目ともに田、面積1,580㎡外2筆、合計田1筆、畑2筆で3,853㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は、田については水稻、畑については野菜です。

売買価格は田が [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円、畑は [REDACTED] が [REDACTED] 円、 [REDACTED] が [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。

申請番号18番 土地の所在 大字松谷 [REDACTED]、登記、現況地目ともに畑、面積1,113㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定新規就農者です。

利用目的は野菜、売買価格は1筆で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。

申請番号19番 土地の所在は大字別宮 [REDACTED]、登記、現況地目ともに田、面積1,968㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。

利用目的はWCS、売買価格は1筆 [REDACTED] 円、10a当りでは [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。

申請番号20番 土地の所在 大字別宮 [REDACTED] 登記、現況地目ともに田、面積2,769㎡。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人で、譲受人は認定農業者です。利用目的はWCS、売買価格は1筆 [REDACTED]

	<p>円、10a当りでは約 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。</p> <p>申請番号21番 土地の所在 大字三本杉 登記、現況地目ともに田、面積718㎡外1筆 合計田2筆で1,874㎡です。譲渡人は倉吉市内の事務所に所属する相続財産清算人、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的はWCS、売買価格は1筆 円、10a当りでは約 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。</p> <p>申請番号22番 土地の所在 大字湯坂 登記、現況地目ともに畑、面積1,668㎡外1筆、合計畑が2筆で2,210㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は小麦、売買価格は2筆で 円、10a当りでは約 円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和7年3月31日です。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等あればお願いします。</p>
村上委員	<p>(村上委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>申請番号169番について質問します。水稻作付予定なのに登記、現況地目とも畑になっているのはなぜですか。</p>
村上委員	<p>農地台帳ではこのような記載になっていますが、現状は田になっていると思います。水田農業再生協議会のほうで水田登録があるか確認します。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>その他質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(幅田委員、久米委員、三浦委員、松本委員、澤田委員の復帰を確認)</p>
議長	<p>議案第55号に戻りますが、澤田委員に現地確認に行ってくださいました。</p> <p>澤田委員から報告をお願いします。</p>
澤田委員 議長	<p>電柱から7m位の所に地支線があぜ道にありました。</p> <p>地支線が有るとのことですが問題ないと思われれます。中電で撤去も可能です。</p> <p>その他質問等ありますか。</p> <p>(質問等無し)</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>質問等が無いようですので、議案55号について挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案のとおり県に進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第58号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、私と、幅田委員、池山委員が関係しますので議長を中本会長職務代理者に交代します。</p> <p>(福田会長、幅田委員、池山委員の退席を確認)</p> <p>(議長を中本会長職務代理者に交代)</p> <p>議案第58号について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>71ページをご覧ください。議案第58号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。</p> <p>申請番号145番 土地の所在は、大字杉下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,088㎡。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は物納で、1筆当たりブロッコリー20kg、貸借の期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間で新規契約、野菜を耕作されます。</p> <p>申請番号146番から98ページの189番までの44件については、ご覧のとおりです。</p> <p>続きまして使用貸借権設定の部です。99ページをご覧ください。</p> <p>申請番号190番 土地の所在は、大字金屋 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに畑、面積933㎡。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間で新規設定、飼料作物を耕作されます。</p> <p>申請番号191番から110ページの210番までの20件については、ご覧のとおりです。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か意見等あればお願いします。</p>

	<p>(意見等無し)</p> <p>ご意見がありませんでしたので、異存なしということとします。</p> <p>(福田会長、幅田委員、池山委員の復帰を確認)</p> <p>(議長を福田会長に交代)</p>
議長	<p>先ほどの申請番号169番ですが、担当委員の農地管理では1番になっていましたので水田と思われます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第59号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画」いわゆる地域計画の案に対し意見を求めることについて農林水産課の宮本課長に来ていただいております。初めに事務局お願いします。</p> <p>議案書をご覧ください。議案第59号「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する計画（地域計画）」の案に対し意見を求めることについて農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき地域計画を定めたく、添付の資料の提出があったので、同法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案の内容について、農林水産課 宮本課長より説明をお願いします。</p>
農林水産課 議長	<p>(地域計画の策定について説明)</p> <p>説明が終わりましたが、皆さんの方で担当地域の内容を確認していただき質問等あればお願いします。</p>
議長 農林水産課	<p>地図は現状のものですか。</p> <p>目標地図になっておりまして、集積率については農振白地を取り込むような形を目指しています。</p>
幅田委員	<p>(幅田委員より挙手あり)</p> <p>地図の白地は地主さんが離農、規模縮小により何も作らないということで検討を要する土地ということですか。</p>
農林水産課	<p>はい、それで4月以降は農地の貸借は、機構を通すということではない、農地バンクに預け、担い手の方に貸借するとか、簡単な改良が必要であれば取り組んで行く方向になります。農地の流動化を進める内容で法律も変わってきておりますので宜しくお願いします。</p>
幅田委員 農林水産課 議長	<p>気をつけて見る意識を持つということですね。</p> <p>はい。</p> <p>道幅を広げる事は可能で、それについて事業費の補助は出ますか。</p>
農林水産課	<p>基盤整備ですね。地域の方の同意も含め、将来計画に基づいた営農をするので基盤整備が必要ですよという申請になります。同意については負担が生じる場合もあります。</p>
議長 農林水産課	<p>土地買収費とか出ますか。</p> <p>土地改良事業になるとと思いますが、国の補助事業など有利な事業になるのか検討する必要があります。</p>
議長	<p>転用案件は、処理に時間を要したり問題点が出てきたりするので地図から外しておいた方がいいです。</p>

幅田委員	(幅田委員より挙手あり) 転用ではないですが、担当地域で中山間地域から外しているところに色がついているところありますが。
農林水産課	中山間地域を外しても農地エリアは残ります。
幅田委員	これを外した時でも作る気ないけど大丈夫かなと思います。とりあえず農地に入ってるのは全部これを受けられるのですね。
農林水産課	地域計画を作る時に限られた人で守る農地と、守らなくても保全だけする農地を決めることもあるので、保全だけということであればそのようなことも考えられます。
幅田委員	今回はいいですけど1年毎の外すという微妙な判断が難しくなければいいですが。
農林水産課	来年中山間直接支払制度の第6期が始まるのでそこで止めるというタイミングでの計画を7年度内に見直すこともあります。
入江委員	(入江委員より挙手あり) この件で各部落には説明はないのでしょうか。
農林水産課	全体計画が出来た時は個別にはしませんが、どうしてもと要望があれば対応します。
議長	他にありますか。 (質問等無し)
農林水産課	3月までに地域計画を作成しなければいけませんのでこの内容で異存なしということでよろしいでしょうか。 (挙手多数)
議長	一覧表に個人名が記載されてますので厳重に管理のほど、お願いします。 (宮本農林水産課長退席)
足立委員	その他に移ります。農家相談ですが、2月18日に潮委員、池山委員で対応していただきましたが相談はありませんでした。3月4日に私と足立委員、北中委員で対応しております。足立委員から報告をお願いします。
議長	(農家相談3件報告)
事務局	報告が終わりました。その他の説明をお願いします。 (報告、連絡事項など6件について説明)
議長	皆さんの方で何かご意見等があればお願いします。 (意見等無し)
	以上を持ちまして令和6年度 第12回 琴浦町農業委員会総会を終了します。

